

第1回集落説明会における主な質問・要望と回答

関係農家の皆さんへ

平成24年8月

仙台東地区ほ場整備事業推進協議会
(仙台市・JA仙台・仙台東土地改良区)

仙台東地区ほ場整備事業については、6月28日～7月8日にかけて、第1回の集落説明会を開催し関係農家の皆さんへ、ほ場整備事業計画の概要を説明させていただきました。

その中で出されました主な質問・要望と回答について、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

これらの内容を共有しながら、関係農家のみなさんとともに東部地域の農業の再生に向けたほ場整備事業を推進していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

記

【事業区域に関するもの】

Q1：白地農地*（農用地区域以外の農地）の取扱いについて教えてほしい。
(七郷、六郷)

A1：ほ場整備事業の対象とする農地は、農業振興地域の農用地区域としておりますが、白地農地についても整備の要望があれば農地の集団化等を勘案してほ場整備事業の対象としていきます。

要望のある方は集落の実行組合長に相談して下さい。実行組合長がそれを取りまとめ・調整を行い、平成24年10月末までに国の方に申し出ることとしております。なお、この際には白地農地を農用地区域に編入することになりますが、下記（欄外）のとおり農地以外の利用が制限（転用規制）されますので、将来の土地利用等を勘案し検討願います。

Q2：前回のほ場整備事業の対象外で不整形なほ場となっている区域は、今回のほ場整備でどのようにしていくのか。（高砂）

A2：ほ場の形態が現状のまま不整形等であれば、今後の効率的な営農に支障となることが考えられるため、今回のほ場整備事業ではこのような農地についても、所有者の意向を踏まえて区画整理を行っていきたいと考えております。

*：白地農地について

・仙台市では「農業振興地域の整備に関する法律」（以下、農振法といいます）に基づき、農業振興地域内の農用地について、今後とも農用地として利用すべき土地の区域を定めており、この区域を農用地区域といいます。一方、集落内の農地や集団性等の理由から、農用地区域以外の農地としているのが、白地農地と言われるものです。

・農用地区域については農地以外の利用について農振法の制限（転用規制）を受けますが、ほ場整備等の基盤整備を行うことができます。一方、白地農地については農振法の規制を受けません（ただし、宅地等へ転用する場合は農地法の転用許可や都市計画法の開発許可が必要です）。

【ほ場整備の工事計画に関するもの】

Q 1 : 区画計画の基本的な考え方について教えてほしい。(七郷、六郷)

A 1 : 仙台市の復興計画に基づき、「農と食のフロンティア」としての復興を目指すこととしており、その実現に向けて、ほ場の大区画化やそれを契機とした農地利用の集約化を図っていくこととしております。

今回の区画整理では、地形等で可能な範囲においてほ場の大区画化（地区の約70%）を図り土地利用型農業を推進するとともに、都市近郊で集約型農業等の多様な農業の推進にも配慮し大区画以外の農地（約30%）を集落廻り等に配置した計画案を提案したところです。

この配置計画については、今後、数回の集落説明会や個々の要望聞き取り等を行い、検討部会等で調整をさせていただきたいと考えています。

Q 2 : 畑の区画整理の考え方について教えてほしい。(高砂、六郷)

A 2 : 畑については地元の意向を踏まえて可能な範囲で団地化を進め、一団の範囲は畦畔を設けず農道に接するようにし、所有境界には杭を設置する方法を考えています。今後、畠の団地化あるいは畠寄せ（田の中に点在する畠を一ヶ所に集める）等については個別に意向を聞き取り調整させていただきます。

Q 3 : パイプライン化に伴い白地農地への用水手当はどうなるのか。(六郷)

A 3 : ほ場整備では農用地区域を対象に、用水のパイプライン化を計画しています。白地農地については対象外となりますが、周辺の農地（農用地区域）がパイプライン化されても、既存の用水路へ接続することにより従来からの用水は確保することとします。

Q 4 : 農道の幅員の考え方について教えてほしい。(六郷)

A 4 : ほ場内の農道については全幅5m（有効幅員4m）で計画しており、通常の農業機械の往来には支障のない規模としています。

Q 5 : パイプハウス設置に伴うほ場整備計画との調整はどのようにすればいいのか。(六郷)

A 5 : 地区内でパイプハウスの設置を予定されている場合は、後で移設にならないよう調整をさせていただきたいと考えておりますので、個別に相談願います。

Q 6 : 暗渠排水の不具合を解消してほしい。(七郷)

A 6 : 暗渠排水について、水閘の位置等で不具合がある場合は、可能な範囲で改良を検討しますので相談願います。

【換地に関するもの】

Q 1 : 換地計画の基本的な考え方について教えてほしい。(各地区)

A 1 : 換地計画の作成にあたっては、育成すべき経営体（認定農家、組織経営体等）に利用集積を図るよう、換地と利用権設定を一体的に進め、地域の望ましい農地利用を確立し生産性の向上を推進することとしています。

Q 2 : 換地計画を今後どのように進めていくのか。(各地区)

A 2 : 換地を円滑に進めるため、地元の代表者で組織する換地委員会等（評価委員会を含む）を設置して、換地計画等の検討を行っていくことになります。

この換地委員会等では所有農地の集団化に関する要望、規模縮小や離農を希望する農家（出し手）と規模拡大を希望する農家（受け手）の権利関係を調整し換地計画を取りまとめていくことになります。

Q 3 : 換地設計基準とは何か、また、いつまでに作成する必要があるのか。(六郷)

A 3 : 換地設計基準とは、下記に示すような換地に関する項目について基本的なルールを定めるものであり、換地区（高砂、七郷、六郷）毎に作成することとしています。

この換地設計基準は換地計画の作成に先立ち作成されるもので、換地計画原案の検討を進める上で、10月中には換地設計基準の成案を作成していきたいと考えています。

- ・換地計画の基本方針
- ・土地評価と清算の方法
- ・従前の土地の地積の基準
- ・換地交付率
- ・営農グループ及び個人の団地の設定と換地方法
- ・経営体育成方針の取扱い
- ・非農用地の取り扱い
- ・一時利用地の指定

Q 4 : 小規模な所有農地の換地はどうなるのか。(高砂)

A 4 : 小規模な所有農地の換地について、所有者が耕作する場合は集落廻り等の小規模な区画に、耕作を委託する場合は大区画農地へ組み田（1枚の農地を複数で所有する形態）による換地が考えられます。具体的には換地委員会等で議論していただき決定されていくことになります。

Q 5 : 農道を拡幅する場合の減歩はどうなるのか。(七郷)

A 5 : 狹い農道を拡幅する場合の用地については、一般的に共同減歩による創設が考えられます。具体的な方法については、今後、道路管理者との調整を含め換地委員会等で議論していただき決定されていくことになります。

Q 6 : 後継ぎがいないが、農地はどうなるのか。(市外)

A 6 : 後継ぎがおらず、農地を貸したいとか、売り払いを考えている場合は、まず、事業に参加していただき、その上で、その旨を申し出ていただければ、規模拡大したい農家の意向等を確認しながら所有権、利用権等に関する調整を行い、換地計画を取りまとめる中で、対応を検討していきます。

【排水計画に関するもの】

Q 1 : 排水計画の基本的な考え方について教えてほしい。(各地区)

A 1 : 4つの排水機場は、6月末までに仮復旧工事で震災前と同じ排水規模(19m³/s)に復旧しました。

新しい排水機場は、地盤沈下を考慮して排水規模を震災前の約2倍の37m³/sまで増強し、今年度から工事に着手し早ければ来年度には完成する予定です。

また、円滑に排水できるよう、排水先を貞山運河から排水規制を受けない場所へ変更します。(高砂南部機場は七北田川へ、二郷堀排水機場は貞山運河水門の南側へ直接排水する計画です)

Q 2 : 災害復旧では畠の排水対策まで行うのか(高砂)

A 2 : 災害復旧では畠についても、従来どおりの排水ができるよう対策(排水路の復旧等)を行うこととしています。

Q 3 : 高砂排水機場の位置は、今回のような津波を想定すれば、嵩上げ県道より内陸側に設置すべきではないか。(高砂)

A 3 : 排水計画の対象となる農地は嵩上げ県道より海側の農地も対象としており、これまでと同様に、地区の下流部にする必要があります。

なお、排水機場の建設予定地は、補強後の七北田川堤防と海岸堤防に守られた地点を予定しています。

【農地復旧に関するもの】

Q 1 : 農地に含まれる微細ガレキの撤去について、どのように考えているのか。(七郷)

A 1 : 微細ガレキについては、できるだけ取り除くことを考えております。

Q 2 : 農用地区域以外の農地(白地農地)について、復旧は行われるのか。(六郷)

A 2 : 白地農地についても元の農地に戻すための農地復旧、除塩及び施設復旧の工事は行います。

なお、区画整理やパイプライン化等の整備は行えません。

【その他に関するもの】

Q1：事業により、維持管理費はどのようになるのか。（七郷）

A1：災害復旧事業及びほ場整備事業では、排水機場の増強や用水のパイプライン化（加圧機場含む）を行うこととしており、これに伴い従来より維持管理費が増嵩することが想定されます。

現在、これらの施設については土地改良区の意向も踏まえて設計を行っているところであり、その中で維持管理費についても試算をしていくこととしております。

なお、経常賦課金（土地改良区費）については、今後、土地改良区が関係機関とも調整しながら検討していくこととしています。